

令和 7 年度大和市障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針

令和 7 年 4 月 1 日制定

1 趣旨

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、大和市が令和 7 年度に行う物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針は、市の全ての組織を対象とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

（１）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」に基づく事業所等

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

（２）障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項第 3 号の政令で定める事業所

ア 障害者雇用促進法の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所

（３）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達する物品等

大和市が契約によって調達する物品等のうち、日用品類、印刷、清掃等、障がい者就労施設等が提供可能なもの。

具体例 :	(1) 物品	・ 日用品類 (小物雑貨、事務用品等)	・ 食品類 (パン、菓子等)
		・ 印刷	・ 農産物 (花苗、野菜苗、プランター等)
		・ 普及・啓発用品類	
	(2) 役務	・ 清掃、草刈・除草、運搬作業	
		・ 軽作業 (箱詰め・梱包、袋詰め等)	・ クリーニング

6 調達の目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

7 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等についての情報の収集を行い、この情報をもとに、各部署に対して地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等を活用した障がい者就労施設等への優先調達の依頼を行う。
- (2) 各部署より障がい者就労施設等に発注可能な物品等の情報の提供を依頼し、障がい者施設等にその情報の提供を行う。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針は、速やかに市ホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績については、年度終了後に取りまとめを行い、その概要を市ホームページ等で公表するものとする。

9 方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、あんしん福祉部障がい福祉課とする。